

確定申告の受付が始まります

所得税などの確定申告

固八戸税務署 ☎031-8611江陽二丁目9-45 ☎43-0141

確定申告

申告と納税の期限

- ▶ 所得税および復興特別所得税・贈与税 ⇒ 3月15日(火)まで
- ▶ 消費税および地方消費税 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 3月31日(木)まで

確定申告書作成会場開設

- 日時** 2月10日(水)～3月15日(火)午前9時15分～午後4時(土・日・祝を除く。)
※ 八戸税務署内には、申告書作成会場を設けておりません。
- 場所** 八戸商工会館3階ホール(堀端町2-3)
※ 駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

確定申告

■確定申告が必要な人は?

- ① 事業所得者などで、所得税額が配当控除額を超える人
- ② 給与所得者のうち、次に該当する人

▽ 給与および退職所得以外の所得金額が年額20万円を超える人

▽ 年末調整をすることのできない控除を受ける人(医療費控除・寄付金控除・雑損控除など)

▽ その年の給与と受給額が200万円を超える人 など
※ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告については八戸市庁住民税課へお問い合わせください。

■申告書は自分で作成して、郵送または信書便で提出

確定申告書作成会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。

「国税庁ホームページ」の「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、自宅でゆっくり、また、

画面の案内に従って金額を入力することで計算誤りのない申告書を作成することができます。ぜひご利用の上、郵送などでの提出にご協力をお願いします。



■相談は「電話相談センター」へ

国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお答えします。また、インターネットでも情報提供を行っています。
● 手順 八戸税務署に電話をかけ、音声案内1番を選択すると、「電話相談センター」につながります。



☎「国税庁ホームページ」を検索

■ご注意ください！

▽ 復興特別所得税(平成25年分から49年分)の確定申告書への記載漏れにご注意ください。
▽ 平成27年分の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載は不要です。

住宅ローン控除申告書作成会の開催

- **日時** 2月8日(月)・9日(火)
午前9時15分～午後3時
※ 予約は不要です。
- **場所** 八戸商工会館3階ホール
- **対象** 平成27年中に家屋および敷地を住宅借入金で新築や購入、増改築などをしたり、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事をした人

● 必要書類

- ① 住民票の写し(28年1月以降に取得してください。)
 - ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ③ 家屋(および敷地)の登記事項証明書(原本を法務局から取得し、コピーを持参してください。)
 - ④ 家屋(および敷地)の売買契約書の写しまたは家屋の工事請負契約書の写し(取得金額の分かる書類)
 - ⑤ 補助金などの金額を証する書類(補助金を受けた場合)
 - ⑥ 収入の分かる書類(源泉徴収票など)
 - ⑦ 預貯金口座の分かるもの、はんこ
- ※ 内容により、他に書類が必要になる場合があります。



市民税・県民税の申告、所得税などの

市民税・県民税の申告

問住市民税課 ☎43-9232 ☎45-6737

「市民税・県民税の申告」とは、所得税がかからない人が、市へ行く申告をいいます。国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額の基礎になるため、収入がない人でも申告が必要な場合があります。

市民税・県民税申告会場開設

日時 2月1日(月)～3月15日(火) 午前9時～午後3時30分

(土・日・祝を除く。)

場所 公会堂文化ホール1階講義室

※ 税務署から確定申告書またはお知らせはがきを送付された人で、申告相談が必要な人は、「八戸商工会館」での受け付けとなります。

※ 駐車スペースが少ないので、公共交通機関をご利用ください。



市民税・県民税の申告

■申告が必要ない人は？

- ① 給与の支払者から給与支払報告書が市に提出されていない人
- ② 営業・不動産・農業などの収入があり、所得税の納付・還付がない人
- ③ 前年中収入がなく、税金上同世帯の人の扶養になつていない人
- ④ 前年中の収入が非課税所得(遺族年金・障害年金・恩給・雇用保険など)のみの人
- ⑤ 28年1月1日現在、八戸市に住所はないが、市内に家屋敷がある人

■公的年金などの収入金額が年額400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が年額20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です(次の「申告が必要ない人は？」の①または③に当てはまる人を除く。)

■申告が必要ない人は？

- ① 税務署に確定申告をする(した)人
- ② 平成27年中の収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人

※ 給与支払報告書に記載されて

いない医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は申告が必要です。

- ③ 平成27年中の収入が公的年金のみで、次の金額以下の人

▽昭和26年1月2日以後に生まれた人 98万円

▽昭和26年1月1日以前に生まれた人 148万円

- ④ 右記①～③の人と同世帯で扶養に入っている人

■郵送による申告にご協力ください

- ① 申告書の送付時に、「郵送申告用の返信用封筒(ピンク色)を同封していますので、ご利用ください。

② 申告書の書き方は、申告書裏面と申告書に同封してある「申告の手引」をご覧ください。

③ 添付書類を提出しないと、各種控除の適用が受けられない場合があります。

④ 添付書類は返却しませんので、原本が必要な人は写しを同封してください。

※ 市民税・県民税申告書の様式が新しくなりました。1月下旬から、申告書と返信用封筒を南郷事務所と各市民サービスセンターに備え付けます。

申告する際の持ち物リスト

■ ①送付された申告書(会場にもあります)
■ ②はんこ(認め印可)
■ ③給与や年金の源泉徴収票
■ ④作成した営業・農業・不動産などの収支計算書(収入・支出の明細が分かるもの)
■ ⑤27年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・生命保険料(一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)・地震保険料・損害保険料・医療費の控除証明書や領収書など
■ ⑥本人または扶養される人が障がい者などであることを証明するもの(障害者手帳など)
■ ⑦申告する人の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど)

申告へ出かける前に、■ にチェックをしてみましょう



各種控除について

■寄附金控除を忘れずに

個人が国や地方公共団体などに寄付金・義援金を支出した場合、寄付金額の2000円を超える分について一定限度まで税額控除が受けられます。

申告には、寄付金の領収書や受領書が必要です。

■確定申告を行わなくても

ふるさと納税の寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました

確定申告や市民税・県民税申告が不要な給与所得者などは、27年4月1日以降に行ったふるさと納税(寄附)で、寄付先の自治体が5団体以内であれば、特例制度により確定申告を行わずに寄附金控除を受けることができます。

特例制度の利用には、各寄付先の自治体へ1月10日までに申請書を提出する必要があります。

●対象とならない人

▽確定申告や市民税・県民税申告が必要な自営業者や、給与所得者などであっても医療費控除などを受けるために確定申告を行う必要がある人

▽27年1月1日～3月31日に寄

付をしている人(4月以降の寄付を含めて申告を行う必要がありません。)

※特例制度の申請をしていながら申告をした場合、特例制度の適用は受けられなくなり、(申告をする場合は、寄附金控除の申告もお忘れのないようご注意ください。)

■市民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除は、所得税で住宅ローン控除額を控除しきれない場合、市民税・県民税からも控除することができる制度です。

●対象となる人

▽平成13年1月1日から13年6月30日までに居住開始した人
▽平成18年に居住開始した人
▽平成21年から平成27年までに居住開始した人

※市への控除申告書の提出は不要です。

●対象とならない人

▽所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている人

▽平成19・20年に居住開始した人

■年末調整や確定申告の際の社会保険料控除

27年1月から12月に納付した次の保険料(税)は、所得税および市民税・県民税の算定の際、「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。また、ご家族の分を納めていた場合や、過去に未納や免除となっていた分を27年中に納めた場合も、同様に控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際は、保険料(税)の支払いを証明する書類(証明書や領収書など)が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、証明書を紛失した場合は、各担当課へお問い合わせください。

【国民年金保険料】

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書(控除証明書は、日本年金機構から11月上旬に送付済。10月以降に今年初めて保険料を納付した人には、2月上旬に送付予定。)

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料】

納付方法により次のとおりとなります。
▽普通徴収の場合…保険料(税)を納付した領収証書(納付の控えとなつていないもの)
▽口座振替の場合…「口座振替納付額の通知書」(1月上旬に

市から送付予定。国民健康保険税の年額を一括して口座振替した人には、8月中旬に送付済み。)

▽公的年金からの特別徴収の場合…「公的年金等の源泉徴収票」(1月下旬に年金保険者から送付予定)

※社会保険料控除の対象となるのは、特別徴収されている本人のみとなります。

※保険料(税)の還付がある場合は、還付された額は社会保険料控除の対象となりません。

※障害年金や遺族年金から保険料(税)を特別徴収されている人は、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、納付証明が必要な場合は、各担当課へお問い合わせください。

●証明書の再発行が必要な場合の問い合わせ先

▽国民年金保険料について…
八戸年金事務所
TEL 44-1742(音声案内2番)
FAX 45-93329

▽国民健康保険税について…
収納課
TEL 43-9172 FAX 47-0753

▽後期高齢者医療保険料について…
国保年金課
TEL 43-9065 FAX 44-9106

▽介護保険料について…
介護保険課
TEL 43-9285 FAX 47-0732

【公的年金からの特別徴収制度】

●対象となる人

その年の4月1日時点において65歳以上の人で、前年中に老齢基礎年金などの支払いを受けた人です。ただし、年度途中に市民税・県民税額に変更があった場合は、普通徴収へ切り替えとなるため、納付書で納付してください。

●対象とならない人

介護保険の特別徴収被保険者でない人や、平成27年分の老齢基礎年金などの年額が18万円未満の人などは対象となりません。

●特別徴収の方法

①特別徴収開始初年度の人

特別徴収	普通徴収
10月	6月第1期
12月	8月第2期
2月	10月

公的年金に係る年税額の半分を3回に分けて年金から天引き

※8月(第2期)までは、納付書による窓口納付(口座振替含む)となります。

②特別徴収が2年目以降の人

特別徴収	普通徴収
4月	6月
6月	8月
8月	10月
10月	12月
12月	2月

公的年金に係る年税額から8月までの分を差し引いた額を3回に分けて年金から天引き

※前年度に市民税・県民税額に変更があり、特別徴収から普通徴収に切り替わった人は、①の方法になります。



市民税・県民税や控除について よくある質問



Q 「収入」と「所得」、何が違うの？

A 「収入」から必要経費などを引いたものを「所得」といいます。

▷ 給与所得…収入－給与所得控除額(※)

▷ 年金所得…収入－年金所得控除額(※)

※ 控除額は国が定める一定の計算式による額

▷ 営業所得、農業所得、不動産所得など…



Q 市民税・県民税が給与から天引きされていますが、28年3月に会社を辞める予定です。退職後、市民税・県民税の支払いはどのようになりますか？

A 27年度の市民税・県民税は、26年中(1～12月)の所得に基づいて課税されています。会社にお勤めの時は、27年6月から28年5月まで毎月給与から天引きされますが、退職により天引きできなくなるため、4月と5月分の税額が3月に一括で天引きされます。また、28年度の納税通知書は、28年6月にご自宅に送付しますので、金融機関などの窓口で納めてください。

Q 引っ越した後はどこに納めればいいのか？

A 市民税・県民税は、1月1日現在に住居登録のある市区町村へ納めます。したがって、1月2日以降に引っ越した場合でも、その年の市民税・県民税は引っ越し前の市区町村に納めることになります。

Q 現在、給与と年金の収入があり、今までは市民税・県民税は全て給与から天引きされていました。年金からも天引きになるのでしょうか？

A 65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税は年金天引きになります。年齢により、市民税・県民税の徴収方法は次のようになります。
▷ 65歳以上の人…給与所得に係る市民税・県民税は今までどおり給与天引きですが、年金所得に係る分は、年金から天引きすることになります。
▷ 65歳未満の人…給与所得に係る市民税・県民税と、年金所得に係る市民税・県民税を合わせて、給与から天引きすることができます。対象となる人には、事業所を通じて税額をお知らせします。

Q 亡くなった人の市民税・県民税はどうすればいいのでしょうか？

A 1月2日以降に亡くなった人でも、前年中の所得などに対して課税されますので、相続した人がご本人(亡くなった人)の納税義務を引き継ぎ、納めていただくことになります。
※ 1月1日に亡くなった人は課税されません。

Q 医療費の支払いが多いと税金が安くなる？

A 27年1月から12月までに支払った医療費(補てんされる保険金を除いた額)が10万円以上(所得200万円未満であれば所得の5%以上)であれば、その超える部分が医療費控除の対象となり、所得金額から差し引くことができます。申告の際は、医療費の領収書の提示が必要です。あらかじめ計算をしておいてください。
なお、所得税を納めている人は、医療費控除を受けるための確定申告をしてください。

Q 扶養に入れる額は、いくらまで？

A 税金上の扶養に入るためには、所得38万円以下(給与収入の場合103万円以下)という制限があります。これを超えた場合は、扶養に入れられませんので、年末調整や申告の前には、所得を確認しましょう。